

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

法令名	根拠条項	資料番号	3-5	担当課	長寿介護課
介護保険法	69条の39 第1項	許認可等の内容	介護支援専門員の登録の消除		
<p>(登録の消除)</p> <p>第69条の39 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録を消除しなければならない。</p> <p>一 第69条の2 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するに至った場合</p> <p>二 不正の手段により第69条の2 第1項の登録を受けた場合</p> <p>三 不正の手段により介護支援専門員証の交付を受けた場合</p> <p>四 前条第3項の規定による業務の禁止の処分に違反した場合</p>					
<p>(介護支援専門員の登録)</p> <p>第69条の2 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験（以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。）に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「介護支援専門員実務研修」という。）の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。</p> <p>一 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>三 この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 (略)</p> <p>2 前項の登録は、都道府県知事が、介護支援専門員資格登録簿に氏名、生年月日、住所その他厚生労働省令で定める事項並びに登録番号及び登録年月日を登載してするものとする。</p>					
<p>(報告等)</p> <p>第69条の38 (略)</p> <p>3 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が前項の規定による指示又は命令に従わない場合には、当該介護支援専門員に対し、一年以内の期間を定めて、介護支援専門員として業務を行うことを禁止することができる。</p>					